

# 特殊法人・認可法人の組織について (未定稿)

厚生労働省年金局  
平成26年12月1日

## 1. 経営委員会

- (1)構成 委員12人で組織、うち委員長1人(委員の互選)
- (2)任命 委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- (3)権限(※)
  - ① 経営の基本方針その他事項の議決
  - ② 役員の職務の執行の監督
 (※)委員は、業務執行ができない。

## 2. 監査委員会

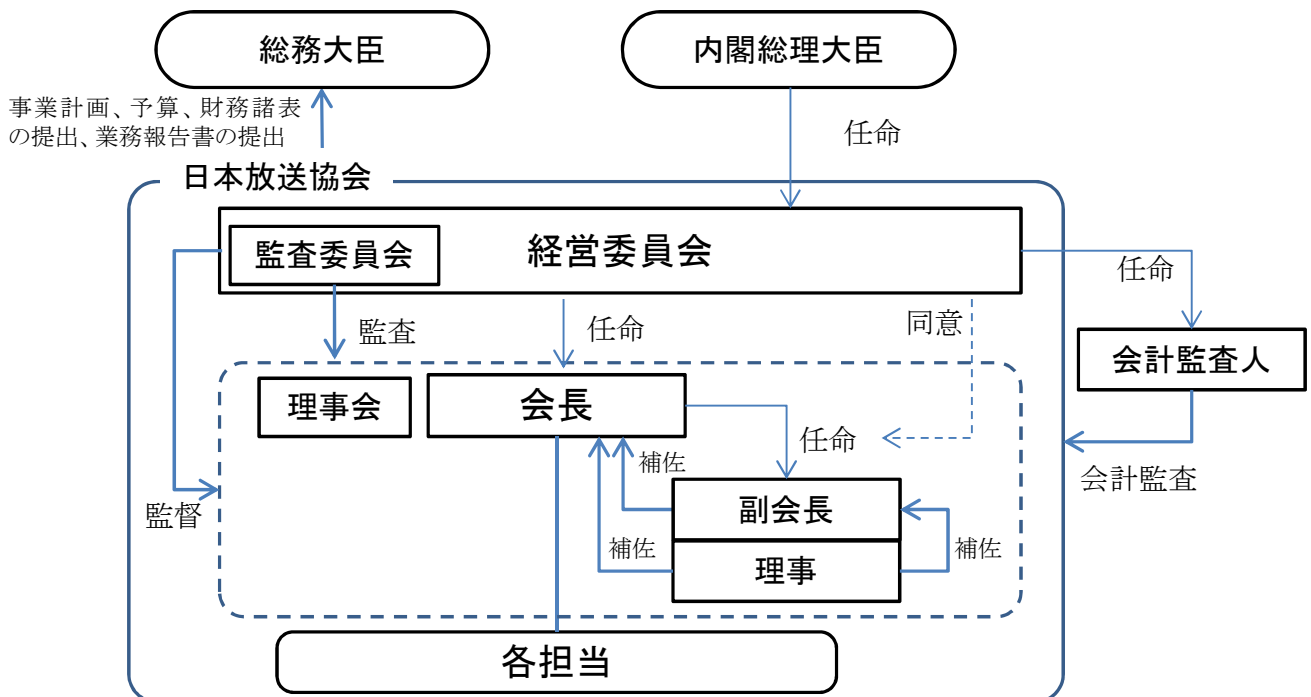
- (1)構成 委員3人で構成(うち1人以上は常勤)
- (2)任命 経営委員の中から、経営委員会が任命する。
- (3)権限 役員の職務の執行を監査する。

## 3. 役員等

- (1)構成 会長1人、副会長1人、理事7人以上10人以内(10人)、会計監査人※ ( )内は現時点の理事の数
- (2)任命
  - ① 会長は、経営委員会が任命する。
  - ② 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。
  - ③ 会計監査人は、経営委員会が任命する。
- (3)権限等
  - ① 理事会は、会長、副会長及び理事で構成される。
  - ② 理事会は、日本放送協会の重要業務の執行について審議する。
  - ③ 会長は、日本放送協会を代表し、業務を総理する。
  - ④ 会長は、3ヶ月に1回以上、職務施行の状況等を経営委員会に報告する。また、経営委員会の要求があったときは、経営委員会に出席し、説明を行う。
  - ⑤ 副会長は、日本放送協会を代表し、会長を補佐して業務を掌理する。
  - ⑥ 理事は、日本放送協会を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理する。
  - ⑦ 会計監査人は、財務諸表について監査を行う。

## 4. 予算、決算等の許認可

- (1)予算等 予算、事業計画及び資金計画を総務大臣に提出し、内閣を経て国会の承認を受けなければならない。
- (2)業務報告書 業務報告書を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に報告しなければならない。
- (3)決算 財務諸表を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に提出しなければならない。



## 1. 政策委員会

- (1)構成 委員9人(総裁1人、副総裁2人、審議委員6人)、うち議長1人(委員の互選により定める)
- (2)権限・職務
- ① 日本銀行法に定める通貨及び金融の調節に関する事項の議決
  - ② 予算の作成等に関する重要事項等の議決
  - ③ 役員の職務の執行監督

## 2. 役員

- (1)構成 総裁1人、副総裁2人、審議委員6人、監事3人以内(3人)、理事6人以内(6人)、参与若干人(10人)※( )内は現時点の理事の数

### (2)任命

総裁、副総裁、審議委員は、両議院の同意を得て内閣が任命する。

監事は、内閣が任命する。

理事及び参与は、政策委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。

### (3)権限・職務

総裁は、日本銀行を代表し、業務を総理する。

副総裁は、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。

理事は、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。

監事は、日本銀行の業務を監査する。

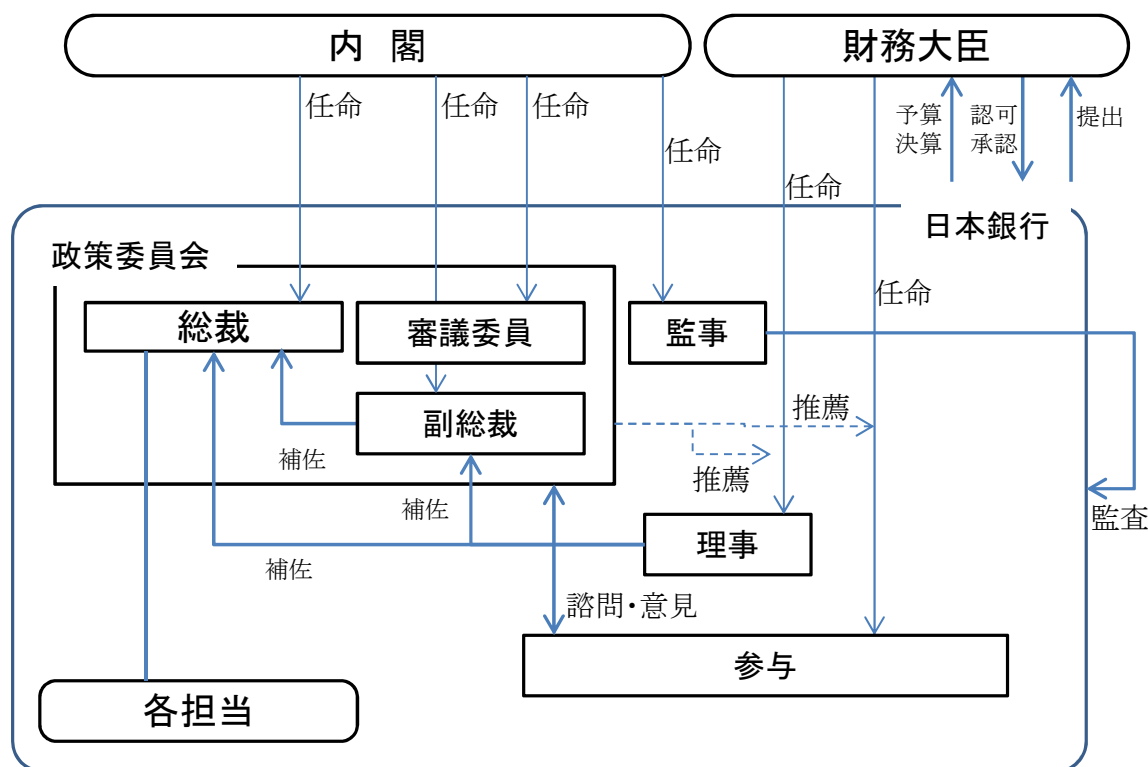
参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、意見を述べるができる。

## 3. 予算、決算等の許認可

- (1)予算 予算を財務大臣に提出し、認可を受けなければならない。

- (2)決算 財務諸表を財務大臣に提出し、承認を受けなければならない。

- (3)業務報告書 業務の状況を記載した報告書を、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。



## 1. 取締役会

- (1)構成 取締役16人(うち社外取締役8人)、代表執行役との兼務者5人(平成26年7月1日現在)
- (2)任命 取締役は、株主総会により選任されるが、総務大臣の認可が必要とされる。
- (3)権限
  - ① 経営の基本方針等その他業務執行の決定
  - ② 執行役等の職務の執行の監督

## 2. 指名委員会、監査委員会、報酬委員会

- (1)構成 各委員会は、委員3人以上で組織する。
- (2)任命 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。  
各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。
- (3)権限・職務
  - ① 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。
  - ② 監査委員会は、執行役等の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行う。
  - ③ 報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。

## 3. 役員

- (1)構成 取締役、執行役
- (2)任命
  - ① 取締役は、株主総会により選任され、総務大臣の認可が必要とされる。
  - ② 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
- (3)権限等
  - ① 取締役は、取締役会を構成し、1. (3)を行う。なお、業務を執行することはできない。
  - ② 執行役は取締役会の決議によって委任を受けた委員会設置会社の業務の執行の決定および業務の執行を行う。
  - ③ 執行役は、3ヶ月に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。また、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、説明を行う。

## 4. 事業計画、決算等の許認可

- (1)事業計画 事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。
- (2)定款の変更等 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、会社分割及び解散の決議は総務大臣の認可を受けなければならない。
- (3)決算 財務諸表および事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

